

【大分県病院薬剤師奨学金返還支援補助に関するQ&A】

2025年5月12日作成

支援対象者（奨学金返還支援制度により奨学金返還の支援を受ける薬剤師）について

Q1 大分県外の出身者でも支援対象者になりますか。

A 出身地は問いませんので、支援対象者になります。

Q2 現在、大分県内の病院に勤務していますが、対象病院に転職する場合、支援対象者になりますか。

A 県内病院からの転職は対象となりません。

Q3 現在、大分県外の病院に勤務していますが、支援対象者になりますか。

A 県に登録された対象病院に勤務を希望される場合は対象となります。

Q4 雇用形態はパートや非常勤職員でも支援対象者になりますか。

A 支援対象者にはなりません。正規雇用の職員のみが支援対象者となります。

Q5 対象となる「奨学金」はどのようなものですか。

A 対象となる「奨学金」は、次の返済義務のある貸与型の奨学金です。

- 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
- 公益財団法人大分県奨学会の奨学金
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金）、生活福祉資金（教育支援資金）
- その他知事が認める奨学金

※対象外の奨学金の要件

- × 県、県内市町村又は企業等が貸し付ける、卒業後の特定分野の従事や地域での就業・定住等を要件とした返還免除規定を有する奨学金
- × 保護者等が借り受けて返済する「教育ローン」

Q6 奨学金を繰上返還する場合、補助金の交付を受けることはできますか。

A 奨学金を繰上返還した場合、年度限度額を上限に補助します。

Q7 勤務義務期間はどのように算定しますか。

A 勤務義務期間は、通算の補助対象期間の2分の1以上の期間を指します。

補助対象事業終了後、引き続き対象病院で勤務が必要です。

補助対象期間を年単位又は月単位で算定します。

（例1）補助対象期間6年間の場合 $6年 \times 1 / 2 = 3年$

（例2）補助対象期間4年6ヶ月間の場合 $54ヶ月 \times 1 / 2 = 27ヶ月 = 2年3ヶ月$

（例3）補助対象期間4年5ヶ月間の場合 $53ヶ月 \times 1 / 2 = 26.5ヶ月 \div 27ヶ月 = 2年3ヶ月$

対象病院（補助金の対象となる病院）について

Q1 登録はいつまでに申請すればよいですか。

A 登録申請はいつでも可能です。

（現在、登録申請書は準備中ですので、薬務室までご連絡ください）

Q2 登録は、毎年行う必要がありますか。

A 登録の有効期間（3月31日）までに登録中止（廃止）の申請がなければ、有効期間が毎年1年間ずつ自動更新されますので、再度申請する必要はありません。ただし、対象病院の要件を満たさなくなったとき、登録中止（廃止）したいときは速やかに申し出てください。

Q3 登録申請を行う際に、教育プログラムの作成は必須ですか。

A 登録申請時の添付資料として、教育プログラムの内容が確認できる書類が必要です。

教育プログラムには以下の内容を組み込んでください。

- ・プログラム責任者
- ・大分県が推奨する必修研修項目
- ・各項目の研修目標
- ・必修項目が自施設で対応できない場合の対応について（協力病院・施設名又は研修等の記載）
- ・到達度評価票

Q4 実績報告書を提出する際に必要な添付資料のうち、支援対象者が教育プログラムの受講状況がわかる書類と
はどういったものですか。

A 教育プログラム内の到達度評価票を使用してください。また、日病薬認定薬剤師または研修センター研修認定薬剤師の単位取得状況が分かる資料も添付してください。

交付申請手続き等について

Q1 補助対象期間は最大6年間ですが、10月から支援を開始し補助金の交付を受ける場合、いつまで交付を受けられますか。

A 交付決定を受けた日の属する年度から起算して6年間となるため、令和7年10月から補助金の交付を受ける場合、令和13年3月まで交付を受けることができます。ただし、交付申請書は毎年度提出する必要があります。

Q2 就職後、支援対象者が産前・産後休暇、育児休業その他の事由により、奨学金の貸与団体において奨学金の返還の期限の猶予が承認された場合の取扱はどうなりますか。

A 奨学金の貸与団体において承認された返還期限の猶予期間を上限に交付対象期間を延長します。ただし、猶予期間は、奨学金を返還していないことから、補助対象外になります。

Q3 補助対象期間中に支援対象者が離職する場合、補助金の交付はどうなりますか。

A

補助対象期間中に対象病院を離職する場合には、補助金事業は打ち切りとなります。その場合、補助金事業中止承認申請書を提出してください。また、義務勤務期間を満たせないものとして、補助金の返還が必要です。返還額は次に掲げる方法により算定します。

$$\text{補助総額} \times 1 - \left(\frac{\text{対象病院で薬剤師として継続して従事した月数}}{\text{対象病院が奨学金を返還支援した月数に1.5を掛けた期間}} \right)$$